

事務事業名	53588 待機児童対策事業											
担当組織	こども健やか部				児童青少年課				担当	放課後こども担当		
組織コード	18	06	00	会計・款・項・目・大・中・小	01	03	02	06	01	02	記入日	令和 4年 6月29日

1. 事務事業の概要 <PLAN>

総合振興計画上の位置づけ											実施計画候補	
基本目標・考え方	01	子どもが健やかに育ち、いきいきと輝けるまち						再掲施策				● 対象
施策	03	児童・青少年の育成環境の充実										○ 対象外
事業期間	令和5年度～令和12年度											
根拠法令 通達等	児童福祉法、子ども・子育て支援法 戸田市学童保育条例 戸田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準				関連計画 施政方針	子ども・子育て支援事業計画 30 「待機児童ゼロ」継続に向けた保育園と学童保育のさらなる充実						
事業区分	○ 法定受託事務 ● 自治事務のうち義務的なもの ○ 自治事務のうち任意のもの											
強靱化計画	□ リスクシナリオ番号：											
総合戦略	■ 施策番号：2-1											
対象	小学校1年生から6年生までの児童及びその保護者											
事業目的	保護者の就労等で放課後の保育を必要とする児童に健全な遊びと生活の場を与え、児童の健全育成に寄与する学童保育事業に関連し、待機児童対策として公立及び民間の学童保育室の定員を拡大する。											
事業内容	学童保育室の待機児童対策として、保育需要の高い地域において、公立学童保育室の建て替え時に定員を拡大し、民間学童保育室の誘致を行う。誘致後は運営費を補助する。 ※令和4年度予算 補助金（学童保育室運営等事業費補助金） 285,417千円											
実施主体	■ 市による単独直営 □ 委託（□ 3セク・財団 □ 企業 □ 市民・NPO） □ 協働・協力（ ）											
行財政改革 の取り組み	【重点戦略3】多様な主体と連携した未来共創のまちづくり テーマ①「民間活力による待機児童対策」 取組名：民間学童保育室誘致による待機児童数の削減 内容：待機児童のでている芦原小付近に新たに民間学童保育室を1室誘致する。 その他効果：放課後児童に必要な保育を確実に提供し、市民が安心して就労できることに寄与。											

2. 事務事業の計画 <DO>

(1) 投入資源（予算と人員）				
		令和5年度 計画額（千円）	令和6年度 計画額（千円）	令和7年度 計画額（千円）
主な事業内容		待機児童対策 新規民間学童保育委室の運営補助 （40人程度定員増）	待機児童対策に関する事業 戸田第一小第一学童保育室の新築 （25人程度定員増）	待機児童対策に関する事業
事業費		298,917	358,917	358,917
財源内訳	国庫支出金	99,639	103,639	103,639
	県支出金	99,639	100,639	100,639
	起債	0	0	0
	その他	0	0	0
	一般財源	99,639	154,639	154,639
人件費		6,924	6,924	6,924
投入 人員	常勤職員	1人	1人	1人
	非常勤職員	0人	0人	0人
事業費+人件費		305,841	365,841	365,841

(2) 事業目標									
指標名		説明・算定式	単位	令和3年度 目標値	令和4年度 目標値	令和5年度 目標値	令和6年度 目標値	令和7年度 目標値	
目標達成状況	事務事業活動①	定員数	新たに増加した定員数（民間学童保育室含む）	人	120	2	52	25	0
	事務事業成果①	待機児童数	公立学童保育室年度当初の待機児童数	人	3	30	15	10	0

## 3. 事前評価

&lt;CHECK&gt;

施策への貢献度	施策の目標達成に向けて貢献しているか。
	A：施策の目標達成に大いに貢献している。 <判断理由> 必要地域へ民間学童保育室を誘致することで待機児童数を減少させることができる。
経費水準	事業費・人件費の水準は適正か。
	A：経費の精査が十分になされている。 <判断理由> 交付金を活用することで国、県が1/3ずつ負担となり、市の負担は1/3に軽減される。2名の担当で役割分担を行い、当該新規民間学童の他に25室の民間学童保育室の補助事業を効率的に実施している。
事業手法	事業手法は適正か。
	A：事業手法は工夫され、非常に効率的・効果的である。 <判断理由> 保育需要の高い地域に民間学童保育室を誘致し、戸田市の学童保育室事業に合わせた運営に対し補助を行うため、市は人材確保は不要で学童の定員を増加させることができ、効率的で効果的な内容と言える。
受益・負担の公平性	受益の公平性と負担の適正化は図られているか。
	B：受益・負担は適正な範囲である。 <判断理由> 民間学童の月額保育料は公立学童の基本保育料と同額（7,800円）であるが、所得に応じた保育料の減額制度は公立のみである。一方で、民間学童は公立にはないオプションサービスを選択できる利点がある。保育園保育料の無償化に伴い、学童保育料への負担感が増しているが、選択により受益と負担の適正化は図られている。

## 4. 事業実施理由・留意点

&lt;ACTION&gt;

事業実施理由	公立小学校には公立学童保育室が設置されているが、毎年度待機児童が出ている。待機児童対策の一環として平成23年度より令和3年度まで民間学童保育室を誘致してきた。令和2年度の待機児童数は13人、令和3年度は3人と待機児童数が減少していたが、令和4年度は30人と急増した。待機児童30人の内訳は、芦原小学童14人、南小学童15人、こどもの国学童1人。南小学童とこどもの国学童の付近は周辺の民間学童保育室に空きがあるが、芦原小学童の周辺には空きがないため、新たに民間学童保育室を誘致する。
事業実施における留意点	待機児童が出ている公立学童保育室もあれば、地域によっては定員を大きく下回る公立学童保育室もある。民間事業者は民間学童保育室を設置した後市からの補助金のみには依存するのではなく、設置地域の児童減少していくことも想定し、オプションサービスの拡充など自助努力を要することを民間事業者に対し説明している。

## 5. 企画財政部コメント

事業実施におけるコメント	
--------------	--